

和光市立下新倉小学校
給食調理業務委託事業者公募要領

令和6年9月

和光市教育委員会

1 目 的

平成28年4月に開校した和光市立下新倉小学校では、給食調理業務の民間委託（3年契約）を実施してきましたが、令和7年3月をもって委託期間が満了します。民間事業者による業務委託することで、効率的に給食業務を推進していることから、引き続き、令和7年度以降も民間事業者への業務委託を行うこととしました。

前回同様、複数の事業者から豊富な経験に基づく提案を受け、審査を行い、より安全で質の良い給食を提供できる最適の事業者を選考するため、事業者の公募を行います。

2 事業内容及び実施校

(1) 委託名

和光市立下新倉小学校給食調理業務委託

(2) 業務内容

別添「和光市立下新倉小学校給食調理業務プロポーザル仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託実施校

和光市立下新倉小学校（令和6年5月1日現在 児童数 525名）

所在地 和光市下新倉五丁目21番1号

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

(5) 委託料の見積限度額（年額）

29,799,000円（税抜き）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。

※当該業務契約に係る市の歳出予算について減額又は削減があった場合、契約の変更又は解除することができるものとする。

3 参加資格・条件

(1) 埼玉県内で公立小中学校給食調理業務受託実績が3年以上あること。また、和光市立下新倉小学校と同規模以上の受託実績があること。

(2) 本市教育委員会が示す「仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な経営能力を有していること。

(3) 和光市競争入札参加資格を有する事業者であること。

(4) 契約時点で和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第1項第2号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (8) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年要綱第23号)別表に規定する者でないこと。
- (9) 法人に関する国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない法人でないこと。
- (11) 過去3年間(令和3年9月1日から令和6年8月31日)に受託した給食業務において、食中毒を原因とする食品衛生法に基づく処分を受けていないこと。
- (12) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (13) 契約時に、市が認める学校給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。

4 業務委託実施までのスケジュール

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)までの間の市役所開庁日
午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 和光市役所4階 和光市教育委員会学校教育課
和光市ホームページからのダウンロードも可能

(2) 質問の受付等

ア 受付 電子メールにより提出

イ 受付期間 令和6年10月1日(火)～10月11日(金)

(3) 質問書回答

令和6年10月18日(金)質問した事業者へ電子メールにより回答、和光市ホームページにも公開

(4) 公募申請書の締切り

令和6年10月31日(木)午後5時まで

(5) 第1次選考(書類審査)

令和6年11月15日(金)予定

(6) 第2次選考(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和6年12月4日(水)予定

(7) 優先事業者の決定・協議

令和6年12月4日(水)予定

(8) 業務委託開始

令和7年4月1日(火)

5 提出書類

提案書等の提出書類は、次のとおりとし、様式に定めのないものは、A4判で任意の書式とします。

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピー可能

※提出書類は各書類に見出しを付して、A4フラットファイルで提出

No.	書 類 名	提出部数	概 要
1	公募申請書	1 部	様式 1
2	法人の概要	8 部	定款等会社の沿革、組織概要がわかる資料とする。 (企業PR用パンフレット等の添付可)
3	法人の決算書	8 部	申請日の属する年度の前 2 事業年度分
4	法人の登記簿謄本	1 部	提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの
5	定款	1 部	最新のもの
6	国税・地方税の納税証明書	1 部	直近 2 年分のもの
7	本業務に対する理念	8 部	児童の健康増進等、給食業務に対する考え方
8	業務実績及び受託体制	8 部	学校給食調理業務の実績及び本業務を受託する上での職員体制及びバックアップ体制について
9	危機管理体制	8 部	食物アレルギーへの対応・仕組み、食中毒、異物混入、アレルギー誤食等の予防対策、事故等発生時の対応等
10	食中毒等の事故状況	8 部	食中毒、異物混入、アレルギー誤食等の事故状況及び行政指導の状況
11	調理業務従事者の配置計画	8 部	有資格者、実務経験者の配置計画
12	調理業務従事者研修計画	8 部	従業員の教育指導又は訓練・研修体制等
13	食育推進	8 部	食育への考え方について
14	経費削減に対する取組	8 部	経費節減への考え方・取組み等
15	見積書	8 部	見積金額への人件費・構成、衛生管理費・その他経費等の積算根拠

6 選考評価の基本方針（審査項目等）

(1) 企業概要等について

- ア 学校給食業務に対する考え方、意欲について
- イ 経営状況について
- ウ 業務実績及び受託体制について

(2) 管理運営体制について

- ア 危機管理体制について
- イ 調理業務従事者の配置計画等について
- ウ 食育推進に対する考え方について
- エ その他

7 選考・契約方法等について

(1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、別に定める「和光市立下新倉小学校給食調理業務事業者選考委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定する。

ア 第一次選定

選定委員会は、選定基準に基づき、提出された申請書類の内容を審査し、得点の高い上位3者程度を第一次選定通過者として選定する。

なお、申請が3者未満の場合でも同様に、選定委員会による申請書類の内容審査を行い、得点の高い数者を第一次選定通過者として選定する。

イ 第二次選定

選定委員会は、第二次選定として第一次選定通過者によるプレゼンテーション審査を実施し、最も得点の高い者を事業候補者とする。第二次選定の実施日時、会場などの詳細は、各選定通過者に別途通知する。

ウ 優先交渉権者

選考委員会の審査結果に基づき教育長が優先交渉権者を決定する。

(2) 審査結果

第1次審査及び第2次審査における選考結果は、該当事業者全員に通知する。

また、第2次審査における選考結果は、市のホームページで公表する。

(3) 仕様書の確定及び契約締結等

ア 仕様書等の確定の協議

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、仕様書の内容を確定する。

イ 契約締結予定者の決定及び契約手続き

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、契約を締結するものとする。

(4) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行う。

ア 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

イ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

ウ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合がある。

また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできない。

8 留意事項

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれ

を使用させ、又は内容を開示することを禁ずる。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めない。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出する書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、事業者選考の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しない。

(6) 著作権

ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属する。

ただし、市は、事業者選考実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で利用できるものとする。

イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

9 書類提出先・問い合わせ

和光市広沢1番5号

和光市教育委員会学校教育課（市役所4階）

電 話 048-464-1111 内線 2437

FAX 048-464-7901

電子メール h0200@city.wako.lg.jp